



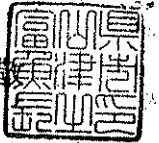
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日その効力を生ずるものとする。

平成20年10月1日

魚津市長 澤崎 義徳



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「住吉」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
魚津市	三ヶ	東川原田	1643番1、1643番2、1653番3、1654番3、 1655番2、1656番5、1658番2、1658番3、 1662番7、1677番2、1700番1、1700番3、 1701番1、1701番4、1702番4、1704番、 1819番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
魚津市	住吉	西河原	3462番3、3463番1、3464番1、3476番10、 3476番11、3482番2、3483番、3504番1、 3513番2、3514番1、3514番2、3515番1、 3515番3、3516番、3518番2、3520番、 3522番1、3522番2、3524番2、3534番3、 3537番1、3588番2、3589番、3590番、 3591番1、3591番2、3592番、3593番1、 3593番2、3594番1、3594番2、3595番1、 3595番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。